

保険診療分の医療費を10割支払った場合の手続きについて

次に該当する場合は、子ども医療費の申請の前に、加入健康保険組合に7割もしくは8割分の請求をしていただく必要があります。

- 【1】マイナ保険証（または資格確認書、健康保険証等）及び医療証を持参せず、医療機関を受診した
- 【2】補装具を作成した
- 【3】治療用眼鏡を作成した

【社保（健保・共済組合等）または国保（文京区国保以外）に加入】

下記をご参照のうえ、お手続きをお願いいたします。

① 領収書のコピーをとる。

④でのお手続きに必要です。なお、補装具や治療用眼鏡を作成した場合は、医師の指示書等のコピーもとってください。

② 加入健康保険に療養費の請求をする。

10割の医療費のうち、7割もしくは8割を返金してもらうためのお手続きです。療養費の請求には、領収書の原本が必要です。その他必要書類に関しては、各加入健康保険にお問い合わせください。

③ 加入健康保険より、支給決定のお知らせが届く。

10割支払った医療費に対して保険が適用されたことを証明する書類です。加入健康保険から通知が発行されない場合は、子育て支援課までお問い合わせください。

④ 子育て支援課に支給申請をする。

以下の書類をご準備のうえ、子育て支援課にご提出ください。

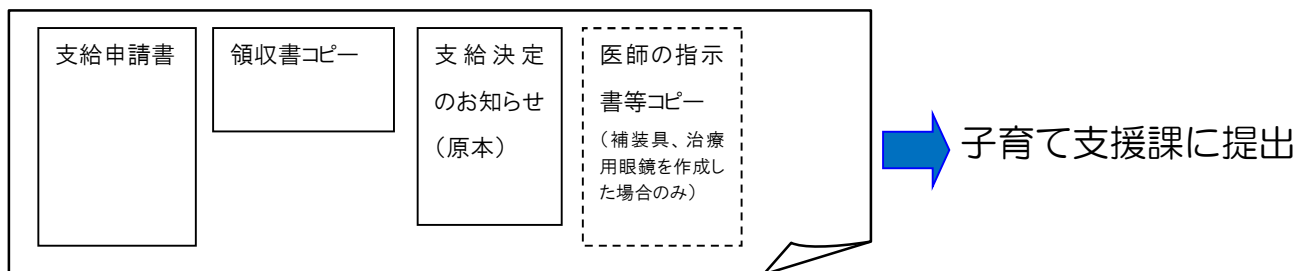
①支給申請書

②領収書のコピー

③支給決定のお知らせ（原本）

④医師の指示書等のコピー（補装具や治療用眼鏡を作成した場合のみ）

支給申請書は、シビックセンター5階子育て支援課窓口においてあるほか、文京区のホームページからダウンロードすることもできます。お電話でのお取り寄せもご利用いただけます。



※郵送でご提出される場合は、郵便事故防止のため、配達記録郵便等のご利用をお勧めします。

⑤ 子育て支援課から指定口座に入金。

書類を審査し、不備等がなければ、2ヶ月程度で指定口座に入金します。

【文京区国保に加入】

下記をご参照のうえ、お手続きをお願いいたします。

① 療養費の請求をする。

10割の医療費のうち、7割もしくは8割を返金してもらうための手続きです。シビックセンター11階国保年金課国保給付係にてお手続きください。

必要書類については、国保年金課へお問い合わせください。

（補装具、治療用眼鏡を作成した場合）

国保年金課への手続きをする前に医師の指示書のコピーをとってください。子育て支援課での申請に必要です。

② 子育て支援課に支給申請をする。

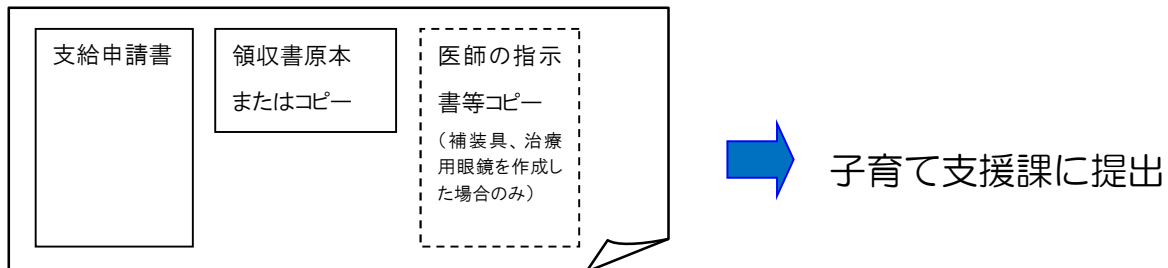
以下の書類をご準備のうえ、子育て支援課にご提出ください。

①支給申請書

②領収書の原本またはコピー

③医師の診断書等のコピー（補装具、治療用眼鏡を作成した場合のみ）

支給申請書は、シビックセンター5階子育て支援課窓口においてあるほか、文京区のホームページからダウンロードすることもできます。お電話でのお取り寄せもご利用いただけます。



※郵送でご提出される場合は、郵便事故防止のため、配達記録郵便等のご利用をお勧めします。

③ 子育て支援課から指定口座に入金。

書類を審査し、不備等がなければ、2ヶ月程度で指定口座に入金します。なお、国保年金課から療養費の支給が済み次第、医療費助成分を支払うため、入金までに2ヶ月以上かかる場合があります。

ご注意ください！

提出書類に不備・不足があった際は、文京区より確認のためのご連絡をする場合があります。また、書類一式をご返却させていただく場合もありますので予めご了承ください。

申請前に、もう一度、書類不備・不足がないかご確認ください。

【お問い合わせ先】

文京区 子育て支援課児童給付係
〒112-8555 文京区春日 1-16-21
コールセンター 03-5803-1288